

## 未届有料老人ホームに対する届出指導要領

### 1 趣旨

この要領は、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームに該当する施設であって、西宮市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）の対象となる有料老人ホームについて、現にこのような有料老人ホームを設置する者又は設置しようとする者に対する本市の届出指導について定めるものである。

### 2 定義

- ( 1 ) この要領において「未届有料老人ホーム」とは、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームに該当するが、同項に規定する届出を行っていない施設で、高齢者の居住の安全確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅でない施設とする。
- ( 2 ) この要領において「既存施設の未届有料老人ホーム」とは、平成 24 年 12 月 1 日までに事業を開始した未届有料老人ホームとする。
- ( 3 ) この要領において「新規施設の未届有料老人ホーム」とは、平成 24 年 12 月 1 日以降に事業を開始した未届有料老人ホームとする。

### 3 届出までの手順

- ( 1 ) 市長は、住民等から有料老人ホームと思われる施設の情報を入手した場合、別紙 1 「高齢者向け施設の運営に関する調査票」により当該施設が有料老人ホームに該当するか否かの調査を行う。
- ( 2 ) ( 1 ) の調査に加えて、有料老人ホームに該当する施設を適切に把握するため、必要に応じて実地調査又は施設設置者への聞き取り調査等を行う。
- ( 3 ) 施設が有料老人ホームに該当するか否かを判断する基準は、別紙 2 「有料老人ホーム該当施設判断基準」によることとする。
- ( 4 ) ( 1 ) の調査により有料老人ホームに該当すると認められた施設の設置者に対しては、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定による届出を速やかに行うよう指導する。
- ( 5 ) 届出は届出指導を行ったときから、概ね 3 月以内に行うよう指導する。

### 4 未届有料老人ホームにおける指針第 5 章「規模及び構造設備」の取扱い

- ( 1 ) 既存施設の未届有料老人ホームのうち、指針の基準を満たさない施設（以下「基準適合外施設」という。）の設置者が届出を行う場合の基準の取扱いは次のとおりとする。
  - (ア) 施設基準のうち居室面積及び廊下幅について基準を満たしていない施設においては、代替の措置を講じること等により経過的に指針の基準によらないことができ

る。ただし、居室については、入居者のプライバシーに配慮し、サービスの提供に必要な適当な広さを確保すること。

- (イ) 市建築指導課及び管轄の消防局等と避難設備、警報設備、消火設備等事故・災害に対応するための設備の設置について協議し入居者の安全を確保する対応を図ること。
  - (ウ) 施設が提供するサービスの内容に応じ、必要な設備を設けること。
  - (エ) 居室は原則、個室とする。ただし、既に居室に入居者が存在し、かつ、建物の改修が困難なこと等の理由により届出時に個室とすることが困難と認められる場合は多床室を認めることとするが、1室当たりの定員は4名以下とし、入居者のプライバシーに配慮した上でサービスの提供に必要な適当な広さを確保すること。この場合にあつては、施設の設置者は多床室を解消し、個室化を図ること。
  - (オ) 職員の配置については、施設が提供するサービスの内容に応じて適切なものとする。
  - (カ) 指針に規定する施設の管理運営、サービスの内容、利用料の取扱い、契約内容及び書類整備については、届出時に指針の基準を満たすこと。
  - (キ) 施設設置者は指針の基準を満たしていない部分における改善計画を策定するとともに、届出時に改善計画書を提出し、その改善計画に沿って是正可能な部分から是正を行うこと。
  - (ク) (ア)(イ)及び(エ)については、届出時の一時的な措置であるので、施設の建替え又は大規模改修時には指針の基準を満たす必要があること。
- (2) 新規施設の未届有料老人ホームは指針の基準を満たす必要があるが、指針の基準を満たさず、既に事業を行っている施設の設置者に対する届出指導については次のとおりとする。
- (ア) 指針の基準を満たさない新規施設の未届有料老人ホームの設置者に対しては、速やかに届出を行うよう指導する。なお、基準を満たしていない部分については届出時まで改善するよう指導を行う。
  - (イ) (ア)の指導にも関わらず、届出時まで改善されない場合は、届出を受理した後、期限を定めて改善を指導し、これに従わない場合、入居者の保護のため必要と認められるときは、老人福祉法第29条第11項の規定により改善を命ずる。

## 5 基準適合外施設の取扱い

- (1) 基準適合外施設に対しては、介護保険法による特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定は行わない。
- (2) 基準適合外施設については、市民等に誤解が生ずることがないように指針の基準を満たす有料老人ホームと区別し、別紙3「西宮市有料老人ホーム設置運営指導指針の基準適合外有料老人ホーム情報開示等一覧表」により市役所の窓口等において

て公開することとする。なお、公開に係る事務は健康福祉計画課で行う。

- ( 3 ) 基準適合外施設についての情報を市民等へ提供する際には、当該施設が指針の基準を満たしていないことを明確に伝える。なお、その際は、別紙 3 を提示するなど、当該施設における基準を満たしていない部分が市民等へ明瞭に伝わる方法で行う。
- ( 4 ) 基準適合外施設が入居者募集や契約を行う際には、入居希望者に対して当該施設が指針の基準を満たしていないことを明確に伝えるとともに、重要事項説明書等により、基準を満たしていない部分、指針の基準との差異の程度、今後の改善計画等を十分に説明するよう指導を行う。

## 6 届出後の指導

届出を行った施設に対しては、定期的に実地の指導を行い、入居者の処遇の質の確保及び向上を図る。

## 7 その他

- ( 1 ) 有料老人ホーム未届施設が届出指導にも関わらず届出を行わない場合は、継続的に届出指導を行い、これに従わない場合は、老人福祉法第 40 条第 2 号の罰則規定に基づく処理を行う。
- ( 2 ) 有料老人ホーム未届施設に対しても、老人福祉法第 29 条第 9 項の立入検査及び第 11 項の改善命令を行うことができるため、劣悪な環境でのサービス提供や不適切な利用料徴収等が生じないように入居者の処遇の質を確保するための適切な指導を行う。